

名保幼第 104号
令和2年4月13日

市立幼稚園在園児保護者 殿

名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝
< 公印省略 >

令和2年4月15日以降の市立幼稚園の対応について(依頼)

平素より、教育行政にご理解とご協力を賜り感謝いたします。

さて、令和2年4月10日付名保幼第91号においても登園の自粛について依頼しているところですが、市内において新型コロナウイルス感染者が発生したことにより、現在開園している市立幼稚園8園の開園が困難な状況となっております。名護市においては、開園する園を市立幼稚園2園程度に縮小して実施することとなりましたので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

つきましては、仕事が休めない保護者で園児が一人で家にいることとなる世帯につきましては、別紙により利用申込書を提出して下さい。

なお、利用方法・利用対象者・利用時間等については、下記の事項をご確認下さい。

上記の対応については、4月15日(水)から4月24日(金)までの期間とします。ただし、市内の感染の状況によっては、期間を延長する可能性があります。

その後の対応については、電話又はメーリングサービス等でお知らせします。

記

- 1 利用時間 ①1号認定の子 8:00～14:00
②2号認定(市立幼稚園の預かり保育利用者)の子
8:00～18:00
*可能な限り利用時間の短縮をお願いします。
- 2 利用対象園児 仕事を休めずに園児が一人で家にいることとなる世帯の子
- 3 利用申込方法 在園している幼稚園に申込書を提出
申込み期限:令和2年4月14日(火)15:00
- 4 利用可能園 申込みがあった保護者に直接連絡します。
- 5 その他 給食の提供はありません。弁当・水筒の持参をお願いします。

問合せ先

名護市こども家庭部 保育・幼稚園課
幼稚園担当
電話:53-1212(内線382・379)